

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 83 号

京都市森林法施行細則の一部を改正する規則

京都市森林法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条の11の8第1項」を「第10条の11の9第1項」に改める。

第4条中「者」の右に「又は法第21条第4項の規定により火入れをしようとする者」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)